

電力広域的運営推進機関
将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る
企画運営業務委託
(2026年度下期)
入札仕様書

電力広域的運営推進機関

2026年9月

1. 件名

将来の電力需給シナリオに関する検討会に係る企画運営業務委託（2026年度下期）

2. 背景および目的

- 本機関では、「将来の電力需給シナリオに関する検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、将来の電力需給バランスに関するシナリオ検討を実施した上で、その結果についてとりまとめ、2025年7月に報告書として公表した。その後、2026年3月の検討会においては、事業者アンケートなどのシナリオ活用調査結果を踏まえて、定期観測およびエリア別シナリオ策定の検討を具体的に進めていくことで、本シナリオが共通認識としてより確固たるものになるよう、取組を更に深化させていくこととなった。加えて、本検討会において、今後の課題として、策定したシナリオにおける調整力確保状況についての確認も必要との意見を複数頂いた。
- このような今後の課題に対応するため、専門的知見を有する委託先選定のための入札を実施する。
- 策定されたシナリオについては、本機関のホームページに公表されている本報告書を参照すること。

URL: https://www.occto.or.jp/houkokusho/2025/2025_shorai_jukyu_houkokusyo.html

3. 業務委託内容

受託者は、本検討会に係る以下の業務を実施するものとし、その具体的な進め方について提案するとともに、本契約満了日までの計画内容を適切に実施すること。

（1） 検討会等の円滑な運営

- 検討会出席者との連絡・調整（事前ヒアリングの実施も含む。その場合にはヒアリングメモを速やかに本機関に送付すること）を実施すること。
- 検討会は、本契約満了日までに1回程度開催することとし、必要に応じて30名程度の会議室を確保すること。検討会の開催にあたり、会場の設営や出席者との音声チェック、資料の投影等、会議の運営補助業務（飲料手配を含む）を実施すること。
- 本業務の費用から、委員等への謝金・交通費の支払いを実施すること。なお、謝金・交通費の支払いの対象となる委員は10名程度を想定し、謝金単価は本機関の委員会規程等に準ずることとする。

(2) 検討会資料の作成、印刷、本機関ホームページへの掲載手続き等

- 3.(3)～(5)の委託内容等について、検討会において受託会社自身（または本機関）が説明する事務局資料を作成すること。（1回あたり200ページ程度のパワーポイント資料を想定）
- 検討会資料などを本機関ホームページに掲載するにあたり必要となる手続き（メタデータを削除したPDFファイルの作成）を実施すること。加えて、議事録については原則5営業日以内に作成すること。

(3) 定期観測（簡易分析）の実施

- 2025年度に実施した定期観測（簡易分析）を踏まえ、2026年度の定期観測（簡易分析）の具体的な方法を提案し検討すること。

(4) エリア別シナリオ策定に必要となる検討

- 本機関が別途提供する火力モデルケース（全国版）をベースとしつつエリア別シナリオ策定に必要となる「火力エリア配賦モデルケース」を提案し検討すること。
- エリア別概算バランス（20シナリオ×9エリア×4断面）を効率的に算定できるエクセルツールを提案し作成すること。
- 第12回検討会の議論等を踏まえて、エリア配賦モデルケース・連系線モデルケース・ロードカーブツールの修正などエリア別シナリオ策定に必要となる検討を実施すること。
- エリア別シナリオ策定結果をまとめた報告書を作成すること。

(5) シナリオの活用状況調査

- 国や本機関等が実施する審議会・委員会等における、策定されたシナリオの活用状況について、公表情報に基づき調査を実施すること。

(6) シナリオ毎の調整力確保状況（一次～三次①）に関する検討およびツール作成等

- シナリオ毎の電源構成や調整力及び需給バランス評価等に関する委員会などの議論状況を踏まえ、各シナリオ毎（全国版）の調整力設備量（一次～三次①）を算定する方法を複数提案し検討すること。
- また、その算定が可能となる効果的かつユーザーフレンドリーなツール（エクセル）を作成するとともに、調整力必要量算定ツール（一次～三次①）についても必要に応じて修正を行うこと。
- 調整力必要量算定ツール（一次～三次①）および調整力設備量ツール（一次

～三次①)等を用いて、シナリオ毎の調整力確保状況に関する検討を実施すること。

(7) 報告書の作成

- 本業務の内容および成果を適切に記録した報告書を作成すること。なお、報告書のうち、非公開にすべき内容については、別冊に非公表の内容を含む報告書を作成し、納品すること。
- 本業務にて納品される全ての成果物の著作権は本機関に帰属するものとする。

(8) その他検討会運営支援業務

- 上記項目に付随する検討事項および問い合わせ対応、議事録修正など、検討会等を円滑に運営するために必要となる支援業務全般

4. 期間

業務の実施期間は、契約締結後、2027年3月17日（水）までを予定している。

5. 業務体制

受託者は、本業務の目的等を理解したうえで、受託者にて最適な体制を構築すること。体制については、本業務の期間と規模、求められる専門性等を考慮し、提案書にて明らかにすること。

6. 秘密情報の保護

本業務に関連して開示する機関の秘密情報の適正な情報管理を維持するため、本機関の情報セキュリティ関連規程を遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

- (1) 本業務の開始時に、業務に係る情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制について、本機関担当者に書面で提出すること。
- (2) 本機関から秘密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。
- (3) 本機関の情報セキュリティ関連規程の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて本機関の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。
- (4) 本機関から提供された秘密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- (5) 再委託することとなる場合は、再委託先にも上記と同様の制限を課して契約する

こと。

(6) 受託者が提出した書面に定める情報セキュリティ対策等に違反し、過失によって本機関に損害が生じた場合は、その損害を賠償すること。

(7) 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続するものとする。

7. サプライチェーンリスク対策

(1) 本委託業務の契約に先立ち、事前に、受注者の資本関係・役員の他社の役職との兼任に関する情報、委託業務の実施場所、委託業務従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を広域機関に書面にて報告すること。ただし、委託業務従事者に関する情報は、個人単位（名指し）である必要はない。

(2) 委託業務の全部又は一部を他の者に再委託する場合、再委託先に係る上記と同様の情報を広域機関に書面にて報告すること。

8. 再委託

(1) 受託者は本業務の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約予定金額について本機関指定の書面に記載の上、提出し、承認を受けること。

(2) 再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲について本機関指定の書面に記載の上、提出し、承認を受けること。

9. その他

(1) 本仕様書に記載の事項は、本入札のために限り使用することとし、目的外使用をしないこと。

(2) この仕様書に定めのない事項について必要のある時は、委託者と受託者が都度協議し、決定するものとする。

以 上